

弁護士・高石秀樹の 「特許」チャンネル



【特許】<進歩性>

図面から引用発明を 読み取れるのか？

<引用発明の認定>

図面から引用発明を 読み取れるのか？



【特許】【意匠】【知財全般】
弁護士・弁理士・米国CAL弁護士
米国PA試験合格 **高石秀樹**

引用文献の図面から、「引用発明の課題」と無関係の構成(形状、数値)は読み取れない傾向にある

※引用文献の図面から構成(形状)を読み取れなかった事例

平成27年(行ケ)10037「斜板式コンプレッサ」事件<清水>

特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。 …甲1発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで認識すべきものではない。

平成28年(行ケ)10246「レーザービームを形成するための装置」事件<鶴岡>

…引用発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで正確に表現されていると解するのは相当でない。

引用文献の図面から構成を読み取れなかった事例

<p>平成21年 (行ケ) 第10002号 <塚原></p>	<p>外径 1.6mm の灌流 スリーブ</p> <p>*引用例中の図面から 構成 (大小関係) を 読み取れないとした 事例</p>	<p>特許出願に際して、願書に添付された図面は、設計図ではなく、特許を受けようとする発明の内容を明らかにするための説明図にとどまり、同図上に、当業者に理解され得る程度に技術内容が明示されていれば足り、これによって当該部分の寸法や角度等が特定されるものではない。本件では、…ステントの内径寸法は、通常、スリーブの末端部分の内径寸法より小さい1.397mmとなるべきところ、引用例の図3では、ステントの内径がスリーブの末端部分の内径よりも大きく図示されている。以上を前提とすると、引用例上の図面が、部材の大小関係を正確に踏まえて作成されたか否かは不明といわざるを得ず、このような図面のみに基づいて、引用例における部材の大小関係を認定することは適切ではない。</p> <p>審決は、仮に、引用例の図3、4の図示内容ではスリーブの末端部分とステントの大小関係が明らかとはいえないとしても、スリーブの末端部分の外径をどの程度の寸法にするかは、当業者が必要に応じて決定し得る単なる設計事項にすぎず、引用例には、本願発明と実質的に同一の発明が記載されているとした上で、本願発明は特許法29条1項3号に該当する旨判断している。</p> <p>しかし、同号所定の「刊行物に記載された」というためには、当業者がその刊行物を見れば、当業者の思考を要することなく実施し得る程度にその内容が開示されている必要がある。</p> <p>http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090626140102.pdf</p>	<p>勝 有 ★</p>
<p>平成23年 (行ケ) 第10414号 <土肥></p>	<p>…グラブバケット</p> <p>*引用例中の図面から 構成 (寸法) を読み 取れないとした事例</p>	<p>引用例4…は、グラブバケットに係る考案に関する登録実用新案公報であるところ、引用例4には、各種の作業に応じて使用するバケットを交換する際の手間の軽減及び作業効率を向上させることを解決課題とした考案が開示されているが、シェルを軸支するタイロッドの軸心間の距離及びシェルの幅内寸に係る知見は開示されていない。…引用例5…は、グラブバケットに係る発明に関する公開特許公報であるところ、引用例5には、下部フレームに搭載した無線機のアンテナやオイルタンクの給油口に中間可動フレーム下面が接触することによる破損を防止することを解決課題とした発明が開示されているが、引用例4と同様に、シェルを軸支するタイロッドの軸心間の距離及びシェルの幅内寸に係る知見は開示されていない。…</p> <p>引用例4及び5の添付図面に、本件構成1と同様の構成が図示されているとしても、これらの添付図面が、シェルを軸支するタイロッドの軸心間の距離及びシェルの幅内寸の距離について、設計図のような正確な縮尺で作成されたものではない可能性を否定できない以上、引用例4及び5において、本件構成1が開示されているとまでいうことはできない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110817100011.pdf</p>	<p>勝 有 ○</p>
<p>平成23年 (行ケ) 第10304号 <芝田></p>	<p>靴用の通気性・防水性 底革</p> <p>*引用例中の図面から 構成 (位置関係) を 読み取れないとした 事例</p>	<p>引用例…の…薄ストラップ16は、審美的目的他に、中底15の水蒸気を外部に消散させる機能を損なうことなく、中底15を形成する材料が外部からの湿気を吸収しないようにする目的で…上縁と下縁のエッジを内側に折り曲げ、仕上げシーム17や接合シーム18により中底15に接合されるのであるから、中底15の外向区域を密に接触した状態で取り囲んでいるものと理解する…。この点、引用例の【図2】、【図3】には、薄ストラップ16と中底15の外向区域が接触していないことを示す記載があるが、これらの図面は概略図であり、その記載から薄ストラップ16と中底15の外向区域が接触していないと認めることはできず、また、他に、薄ストラップ16と中底15の外向区域が接触していないことを示す記載もない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110817100011.pdf</p>	<p>勝 有 ○</p>
<p>平成25年 (行ケ) 第10015号 <設楽></p>	<p>…エレベータ</p> <p>*引用例中の図面から 構成 (寸法) を読み 取れないとした事例 ⇒引用発明の課題と 無関係の構成は読み 取れない傾向にある</p>	<p>審決は、…コア直径…が約5.0mmないし10mmであると認定しているが、この認定は、引用文献の第1図に示された素線2の直径とコア直径との図示比率のみを根拠とするものである。…一般に、特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、当該図面に表示された寸法については、必ずしも厳密な正確さが要求されるものではない。…引用発明は、素線及びワイヤロープ外周の双方を樹脂材料で被覆するという、ワイヤロープの構造自体に特徴があるものといえる。…引用文献の第1図は、引用発明の構成を示す概略図として記載されたものであることが明らかであり、このような図面の性質上、各部材の寸法ないし図示比率については厳密な正確さをもって図示されているものとは認められない。…</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/719/083719_hanrei.pdf</p>	<p>負 有 ★</p>

引用文献の図面から構成を読み取れなかった事例

<p>平成27年 (行ケ) 第10037号 〈清水〉</p>	<p>斜板式コンプレッサ</p> <p>*引用例中の図面から構成(形状)を読み取れないとした事例 ⇒引用発明の課題と無関係の構成は読み取れない傾向にある</p>	<p>…甲1には、筒状部についての記載は存在しないし、甲1発明の課題、解決手段及び作用効果…から見ても、シュー10に筒状部の存在が想定されていると認めることはできない。そもそも、甲1は公開特許公報であるから、甲1に掲載された図は、いずれも特許出願の願書に添付された図面に描かれたものであるところ、特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。</p> <p>そして、甲1発明は…、従来技術の課題を解決するために、平坦面10aを含み半球状凸曲面10dより外側に延びるフランジ部10bをシュー10に設けたものであり、平坦面10aの半径を半球状凸曲面10dの半径より小さくも大きくも設定できるものであるから、シュー10の詳細を示す側面図…によって、フランジ部10bが平坦面10aを含み半球状凸曲面10dより外側に延びることや、平坦面10aの半径を半球状凸曲面10dの半径より小さくしたり大きくしたりできることは理解できるとしても、シュー10に筒状部が存在するか否かといった、甲1発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで認識すべきものではない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/455/085455_hanrei.pdf</p>	<p>勝 有 ○</p>
<p>平成28年 (行ケ) 第10246号 〈鶴岡〉</p>	<p>レーザービームを形成するための装置</p> <p>*引用例中の図面から構成(形状)を読み取れないとした事例 (出願人が引用発明の認定を争った事例) ⇒引用発明の課題と無関係の構成は読み取れない傾向にある</p>	<p>…原告は、審判が認定した引用発明のうち、「…」との部分は誤りであると主張する。…原告がその根拠とするところは、いずれも、引用文献の図4に、マイクロレンズが縦4×横4個に配置されたマイクロレンズアレイ10の構成が示されており、これが、縦3×横3個の高出力半導体レーザー(…)という半導体レーザーアレイの構成と一致していないことを前提とするものであると解される。しかしながら、引用文献は公開特許公報であるから、引用文献に掲載された図はいずれも特許出願の願書に添付された図面に描かれたものであるところ、一般に、特許出願の願書に添付される図面は、明細書の記載内容を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。…</p> <p>引用発明は…という従来技術の課題を…することによって解決したものであり…、半導体レーザーアレイを構成する半導体レーザーの数やマイクロレンズアレイを構成するマイクロレンズの数を特定する点に技術的意義を有するものではないから、引用発明に係る半導体レーザーアレイ装置の要部斜視図…によって、半導体レーザーアレイ9からの出力レーザー光がマイクロレンズアレイ10で集光されてマルチモード光ファイバー13に入射する様子の概略を理解できるとしても、半導体レーザーアレイ9を構成する高出力半導体レーザー14の数やマイクロレンズアレイ10を構成するマイクロレンズの数といった、引用発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで正確に表現されていると解するのは相当でない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/455/085455_hanrei.pdf</p>	<p>負 不 ○</p>
<p>平成27年 (行ケ) 第10141号 〈清水〉</p>	<p>発光装置</p> <p>*引用例中の図面から構成(形状)を読み取れないとした事例</p>	<p>…A意見書における自動計算は、甲1の図11をA4サイズで印刷したときの寸法(cm単位)を実測し、…初期値として入力したというものである…。しかし、…図11は、詳細な設計図といえるものではなく、当該図面から、TIRレンズとの距離に関する値(TL)や、TIRレンズの半径に関する値(r1)を実測して導くことができるものではない。しかも、この値自体を適宜変更した場合には、甲1に定める「マッシュルームレンズ39は、凸外面39bの各曲率よりも大きな曲率(例えば、より小さい半径)の半球状凹内面39aを備えている。そのような曲率は、軸24方向の領域において減少し、中央外面39cにおいて凹形状になる(縮小する)」との条件を満たすものであっても、本件発明1の構成要件1Jや1Kを当然に満たすものではない。したがって、このような自動計算を根拠に、前記の図7と重ね合わせ、原告主張の特定のマッシュルーム形状が開示されているということとはできない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/841/085841_hanrei.pdf</p>	<p>勝 有 ○</p>

引用文献の図面から構成を読み取れた事例

平成22年 (行ケ) 第10381号 <中野>	…エレベータのトラクションシーブ *引用例中の図面から構成(大小関係)を読み取れた事例 (図面から「寸法」は読み取れなかった)	…確かに、引用例(甲1)において、「高摩擦弾性体6」又は「高摩擦弾性体8」が「吊ロープ3」の太さの半分より実質的に小さいか否かについては、特段の記載がない。そして、特許出願に係る図面は、設計図面のように具体的な寸法などが正確に描かれるものではないので、審判が、引用例(甲1)の第2図、第4図の記載のみから、引用発明におけるコーティングが「吊ロープ3の太さの半分より実質的に小さい厚さを有する」といった具体的な定量的事項を認定したことは妥当でない。 もともと、上記のような特許出願に係る図面も、技術文献の図面である以上、概略的かつ定性的な事項については大きな誤りはなく記載されているというべきであって、単なる大小関係等については十分に読み取ることができるところ、引用例(甲1)の第2図、第4図からすれば、「高摩擦弾性体」が十分に薄いことが読み取れる。 http://www.courts.go.jp/hans/pdfs/20110804100311.pdf	負 不 ○
平成23年 (行ケ) 第10099号 <塩月>	…印刷機 *引用例中の図面から構成(配列/方向)を読み取れた事例	…甲3の図2は、画像記録装置の記録ヘッド及び光照射装置を示す上面図であるところ、同図から、各光照射装置17、18、19、20にそれぞれ6つの光源Lが配列されること、及び、記録媒体2の搬送方向Xに直交する方向とは、記録媒体2の幅方向であることを認めることができる。また、甲3の図5は、画像記録装置の主制御部分を表すブロック図であるところ、同図から、制御装置は制御部30及び画像記録ユニット50を備えることを認めることができる。 http://www.courts.go.jp/hans/pdfs/20230101.pdf	負 不 ○
平成23年 (行ケ) 第10002号 <飯村>	…補正機能を備えた装身具 *引用例中の図面から構成(位置関係)を読み取れた事例	引用例の【図19】(a)は、引用発明であるガードルを着用した者の腰部を人体の側方から見た図で、図面左方は人体の背側である。裏地2bは、ガードルを構成する「伸縮性を有する材質からなると共に、ガードル31の背面部31bに対応した大きさとした」ものであって、ガードルを着用した場合、それを着用した者の身体のラインに、ほぼ、沿っていると考えられる。裏地2bを表す線図を見ると、必ずしも寸法や形状を正確に表現してはいないものの、パット本体1…の下端部は、ヒップ部のトップ部よりも上方に位置していると考えられ、引用例には、少なくともパット本体1の下端部がヒップ部のトップ部よりも上方に位置することが示されていると理解できる。そうすると、ガードルにおいて、「パット本体1を、起立姿勢時に、その下端部がヒップ部のトップ部よりも上方に位置させること」は、実質的には引用例に記載されているといえる。 http://www.courts.go.jp/hans/pdfs/20230101.pdf	負 不 ○
平成25年 (行ケ) 第10111号 <飯村>	…吸収性物品 *引用例中の図面から構成(位置関係)を読み取れた事例 Cf. H17(行ケ)10003 Cf. H21(行ケ)10002 Cf. H23(行ケ)10414 Cf. H27(行ケ)10141	…願書に添付する図面は、発明の内容を理解しやすくするために、明細書の補助として使用されるものであり、前記のとおり、原則として製図法に従って描くものとされていることなどからすると、図面に表示された寸法や角度、曲率などは必ずしも正確でないとしても、各部の相対的な位置関係や配置構造については、大きな誤りなく記載されているというべきである。また、確かに、刊行物4、6及び7の明細書部分等には、おむつの上端を一直線に揃えることを要件とする旨の記載はなく、各刊行物に記載された発明において、この点が構成とはされていないものの、図面により、おむつの上端を一直線に揃えることの技術的意義を理解することは可能である。各刊行物の図面は、各刊行物に記載された発明の代表的な実施態様の一つを示したものと解することができるのであって、各刊行物には、そのような実施態様の一つとして、各図面に記載されているように、装着時におむつ本体の上端と耳部の上端をほぼ同じ高さにするとの技術が開示されているといえる。 http://www.courts.go.jp/hans/pdfs/20230101.pdf	負 不 ○
平成25年 (行ケ) 第10155号 <清水>	車椅子 *引用例中の図面から構成(存在)を読み取れた事例	…被告は、引用例の図面が説明図にすぎず正確なものではない旨を主張する。しかしながら、引用例の図面は…かなり写実的なものであり、形状、寸法、配置等に正確性を欠く模式図のような類のものとはいえず、当業者が上記認定のとおり理解することの妨げになるようなものではない。しかも、引用例における文言上の記載とも矛盾するものではない。 http://www.courts.go.jp/hans/pdfs/20230101.pdf	負 不 ○

引用文献の図面から構成を読み取れた事例

平成26年 (行ケ) 第10274号 <設樂>	ラジラスエンドミル *引用例中の図面と、 明細書の記載を併せて 構成(形状)を読み 取れた事例	…確かに、刊行物1の第4図及び第6図は、側面図及び断面図であるから、これらのみをもってギャッシュ底面全体の形状を認定できるものではない。しかし、前記…のとおり、刊行物1には、ギャッシュ底面5'が、「一つの曲面」で形成され、具体的には、適当な中心O1を中心とし半径rを有する「円弧面」により形成される旨の記載があるのであるから、引用発明においては、第4図及び第6図において円弧として示されているギャッシュの底面領域部分だけではなく、ギャッシュの底面全域の形状が、同じ円弧面(滑らかに連続する一つの凸曲面)によって形成されていることを刊行物1の記載から認定することができる。 http://www.courts.go.jp/pdffiles/hanei_jp806085806_haneipdf	負 不 △
平成27年 (行ケ) 第10205号 <設樂>	車両用ルーフアンテナ *引用例中の図面と、 明細書の記載を併せて 構成(位置関係)を 読み取れた事例	甲1文献の【図1】には、甲1発明にかかる実施例の外観立体図が記載されているところ、当該図面によれば、「魚鱗状カバー21」の下部には、その周囲を取り囲むように「金属ベース25」が実線で記載され、ある程度の厚みをもって図示されているから、「金属ベース25」は、「魚鱗状カバー21」の底面開口の周縁部の下に配置されていることが理解できる。そして、甲1文献の【発明を実施するための最良の形態】に、「魚鱗式アンテナ装置20の底部に金属ベース25が取り付けられ」ること(【0013】)、魚鱗式アンテナ装置20が、「金属ベース25」の上方に位置する「魚鱗状カバー21」と組み合わせで構成されていること(【0009】、【図2】)が記載されていることから、「金属ベース25」は、「魚鱗状カバー21」の底部である底面開口の周縁部の下に配置されていると理解するのが自然である。 http://www.courts.go.jp/pdffiles/hanei_jp806085806_haneipdf	負 不 △
平成27年 (行ケ) 第10094号 <高部>	ロータリ作業機の シールドカバー *引用文献中の図面から 構成(位置関係)は 読み取れた	…【図3】によれば、弾性部材23の延設された前端部23aは、低摩擦係数の部材14の後端部14aと重ね合わされていること、すなわち、低摩擦係数の部材14のメインカバー12への固定位置において低摩擦係数の部材14と重ね合わされていることを理解することができる。また、弾性部材23は、それが取り付けられる複数の座24のうち、最も前方側にあるものよりさらに前方側では自由な状態であることを理解することができる。 http://www.courts.go.jp/pdffiles/hanei_jp806085806_haneipdf	負 不 △
平成29年 (行ケ) 第10173号 <森>	ドライブsprocket 支持構造 *引用文献中の図面は 正確でない⇒文章の 開示を否定しない	…一般に、特許出願の願書に添付される図面は、明細書の記載内容を補完し、特許を受けようとする発明の技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。…甲2において、図1…図2は…位置関係を示すべく、甲2に記載されたものであって、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは考えられない。… 甲2発明におけるドライブsprocket21は…、ドライブsprocket21の左側張出部の外周面とカバー52の内周面、及び、ドライブsprocket21の右側張出部の外周面の右端と変速機ハウジング張出部の内周面は、ドライブsprocket21の静止時のみならず回転中も接触することがないように間隙を設定することが前提になっている…。 http://www.courts.go.jp/pdffiles/hanei_jp208021_haneipdf	負 不 ○

引用文献の技術思想(課題解決原理)に関連する構成、存在、形状、位置、大小関係等は、図面から読み取れる可能性あり

(まとめ/TIP)

引用文献の図面から、「引用発明の課題」と無関係の構成(形状、数値)は読み取れない傾向にある

※引用文献の図面から、読み取れなかった構成

⇒ 大小関係、位置関係、寸法(2件)、形状(3件)

※引用文献の図面から、読み取れた構成

(図面が不正確でも、文章の開示はOK!!)

⇒ 大小関係(当該判決中で「寸法」は読み取れなかった)、位置関係(4件)、配列/方向、形状、存在